

「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」（平成24年5月8日付け24水漁第248号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
1. (略) 2. 確認書の発給機関及び申請窓口 確認書の発給機関（以下「発給機関」という。）は次の県の水産部局とし、その具体の申請窓口は別途水産庁ホームページにて公表する。 静岡県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 <u>沖縄県</u> 3～8. (略)	1. (略) 2. 確認書の発給機関及び申請窓口 確認書の発給機関（以下「発給機関」という。）は次の県の水産部局とし、その具体の申請窓口は別途水産庁ホームページにて公表する。 静岡県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 3～8. (略)
（別紙様式1～3） (略)	（別紙様式1～3） (略)

附 則（令和3年7月20日付け3水漁第633号）

この通知による改正は、令和3年7月20日から施行する。